

# 補助金等の交付を受けて取得した不動産

## に対する不動産取得税の減免について

国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けて公益上必要な不動産を取得した場合においては、不動産取得税を減免する制度があります。

この減免措置を受けるためには、下記のとおり総合県税事務所に申請していただく必要があります。

### 1 減免の要件

(1) 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていること。

※「補助金等」とは、国又は地方公共団体から補助金、負担金、その他相当の反対給付を条件としない給付金のことをいいます。

(2) 公益上必要な不動産であること。

※「公益上必要な不動産」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 公用又は公共の用に供されるもの。
- ② 不特定多数の者の利用に供され、営利を目的とせず無料又は比較的低廉な対価で利用できるもの。
- ③ 本来は補助金等を交付する団体が設置すべきものを営利を目的としない者が代わって設置運営していると認められるもの。
- ④ 農林漁業者の共同利用に供される施設。

### 2 提出書類

上記の減額要件に該当する場合には、総合県税事務所に次の書類を提出してください。

- ① 県税減免申請書（当所様式）
- ② 不動産取得税申告書（当所様式）
- ③ 補助金等の交付決定（写）
- ④ 補助金等の実績報告書（写）
- ⑤ 補助金等の額の確定通知（写）

（注）必要に応じて、他の書類の提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

### 3 減額内容

(1) 以下の額を当該取得に係る不動産取得税額から減額することになります。

$$\boxed{\text{当該不動産取得に係る補助金等の額}} \times \text{税率} \times \left[ \text{課税標準額} \div \boxed{\text{当該取得に要した実際の取得価格 ※}} \right]$$

※ 課税標準額が当該取得に要した実際の取得価格を超えるときは、課税標準額

(2) 減額の可否については、関係書類を審査の上、事例ごとに判断いたします。

### 4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電話番号	076-444-4505 076-444-4629
郵便番号	930-8548
住所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓口取扱時間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 （国民の祝日・休日及び年末年始を除く）

（平成28年3月現在）